

厚生委員会情報連絡

令和3年3月12日

情報連絡事項	頁
(1) 足立区児童育成手当条例施行規則等の一部改正について	2
(2) 令和3年度の児童扶養手当等の手当額について	3
(3) 足立区障がい者福祉手当条例施行規則及び足立区難病患者福祉手当条例施行規則の一部改正について	4
(4) 「第31回ボランティアまつり」の開催延期について	5

(福祉部)

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び 場所	P Rの方法
<p>1 足立区児童 育成手当条例 施行規則等 の一部改正につ いて</p> <p>所管課 【親子支援課】</p>	<p>1 概要 平成30年度税制改正および令和2年度 税制改正に伴い、所得情報を活用してい る、児童育成手当、ひとり親家庭等の医療 費助成及び児童手当について、関連する諸 規程を一部改正する。</p> <p>2 改正内容 (1) 平成30年度税制改正 令和3年度個人住民税から給与所得控 除・公的年金等控除について10万円引 き下げるとともに、基礎控除を10万円 引き上げ、税制改正に伴う不利益が生じ ないように措置する。 (2) 令和2年度税制改正 婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計 を一にしている子を有する単身者につい て「ひとり親控除」を適用し、従来の寡 婦（寡夫）控除について、寡婦（寡夫） 控除をひとり親に該当しない寡婦に係る 控除に改組することとする。</p> <p>3 適用年月日 令和3年4月1日施行</p> <p>4 各手当等の変更月 (1) 児童育成手当 令和3年6月分手当から (2) 児童手当 令和3年6月分手当から (3) ひとり親家庭等の医療費助成 令和4年1月分医療費助成から</p>		<p>・あだち広報 及び区ホーム ページに掲載 予定</p>

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時 及び 場所	PRの方 法																																							
<p>2 令和3年度の児童扶養手当等の手当額について</p> <p>所管課 【親子支援課】 【障がい福祉課】</p>	<p>厚生労働省から、以下のとおり「令和3年度の児童扶養手当等の手当額については改定しない」旨の通知があったので、情報提供する。</p> <p>1 令和3年度の手当額</p> <p>(1) 児童扶養手当（月額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">～令和3年3月</th> <th style="width: 50%;">令和3年4月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体額 (全部支給)</td> <td style="text-align: center;">43,160 円</td> <td style="text-align: center;">43,160 円</td> </tr> <tr> <td>〃 (一部支給)</td> <td style="text-align: center;">43,150 円 ～10,180 円</td> <td style="text-align: center;">43,150 円 ～10,180 円</td> </tr> <tr> <td>第2子加算額 (全部支給)</td> <td style="text-align: center;">10,190 円</td> <td style="text-align: center;">10,190 円</td> </tr> <tr> <td>〃 (一部支給)</td> <td style="text-align: center;">10,180 円 ～5,100 円</td> <td style="text-align: center;">10,180 円 ～5,100 円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降加算額 (全部支給)</td> <td style="text-align: center;">6,110 円</td> <td style="text-align: center;">6,110 円</td> </tr> <tr> <td>〃 (一部支給)</td> <td style="text-align: center;">6,100 円 ～3,060 円</td> <td style="text-align: center;">6,100 円 ～3,060 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等（月額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">手 当 名</th> <th style="width: 30%;">～令和3年3月</th> <th style="width: 50%;">令和3年4月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別児童扶養手当 (1級)</td> <td style="text-align: center;">52,500 円</td> <td style="text-align: center;">52,500 円</td> </tr> <tr> <td>〃 (2級)</td> <td style="text-align: center;">34,970 円</td> <td style="text-align: center;">34,970 円</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当</td> <td style="text-align: center;">14,880 円</td> <td style="text-align: center;">14,880 円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者手当</td> <td style="text-align: center;">27,350 円</td> <td style="text-align: center;">27,350 円</td> </tr> <tr> <td>経過的福祉手当</td> <td style="text-align: center;">14,880 円</td> <td style="text-align: center;">14,880 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 改定しない理由 2020年全国消費者物価指数の実績値（対前年比変動率±0.0%）を反映し、手当額を令和2年度と同額とする。</p>	区 分	～令和3年3月	令和3年4月～	本体額 (全部支給)	43,160 円	43,160 円	〃 (一部支給)	43,150 円 ～10,180 円	43,150 円 ～10,180 円	第2子加算額 (全部支給)	10,190 円	10,190 円	〃 (一部支給)	10,180 円 ～5,100 円	10,180 円 ～5,100 円	第3子以降加算額 (全部支給)	6,110 円	6,110 円	〃 (一部支給)	6,100 円 ～3,060 円	6,100 円 ～3,060 円	手 当 名	～令和3年3月	令和3年4月～	特別児童扶養手当 (1級)	52,500 円	52,500 円	〃 (2級)	34,970 円	34,970 円	障害児福祉手当	14,880 円	14,880 円	特別障害者手当	27,350 円	27,350 円	経過的福祉手当	14,880 円	14,880 円		<ul style="list-style-type: none"> ・受給者に通知を送付 ・あだち広報掲載予定 ・区ホームページ掲載予定
区 分	～令和3年3月	令和3年4月～																																								
本体額 (全部支給)	43,160 円	43,160 円																																								
〃 (一部支給)	43,150 円 ～10,180 円	43,150 円 ～10,180 円																																								
第2子加算額 (全部支給)	10,190 円	10,190 円																																								
〃 (一部支給)	10,180 円 ～5,100 円	10,180 円 ～5,100 円																																								
第3子以降加算額 (全部支給)	6,110 円	6,110 円																																								
〃 (一部支給)	6,100 円 ～3,060 円	6,100 円 ～3,060 円																																								
手 当 名	～令和3年3月	令和3年4月～																																								
特別児童扶養手当 (1級)	52,500 円	52,500 円																																								
〃 (2級)	34,970 円	34,970 円																																								
障害児福祉手当	14,880 円	14,880 円																																								
特別障害者手当	27,350 円	27,350 円																																								
経過的福祉手当	14,880 円	14,880 円																																								

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び 場所	PRの方法
<p>3 足立区障がい者福祉手当 条例施行規則 及び足立区難病患者福祉手当 条例施行規則の一部改正 について</p> <p>所管課 【障がい福祉課】 【中央本町地域・保健総合支援課】</p>	<p>1 概要 平成30年度税制改正及び令和2年度税制改正に伴い、所得情報を活用している、足立区障がい者福祉手当及び足立区難病患者福祉手当について、関連する諸規程を一部改正する。</p> <p>2 改正内容 (1) 平成30年度税制改正 令和3年度個人住民税から給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げ、税制改正に伴う不利益が生じないように措置する。 (2) 令和2年度税制改正 婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計を一にしている子を有する単身者について「ひとり親控除」を適用し、従来の寡婦（寡夫）控除について、寡婦（寡夫）控除をひとり親に該当しない寡婦に係る控除に改組することとする。</p> <p>3 適用年月日 令和3年4月1日施行</p>		<p>・あだち広報及び区ホームページに掲載予定</p>

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	PRの方法
<p>4 「第31回ボランティアまつり」の開催延期について</p> <p>所管課 【足立区社会福祉協議会】 【福祉管理課】</p>	<p>新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、令和3年度は、毎年5月に開催している「足立区ボランティアまつり」を、11月23日（火・祝）に延期する。</p> <p>1 足立区ボランティアまつりの概要</p> <p>(1) 目的</p> <p style="padding-left: 2em;">区内のボランティアグループ・福祉施設・団体が参加する年1回のイベントで、ボランティアグループの活動や成果発表等により、広く区民に対してボランティアの理解を深めて頂き、参加を促進することを目的に開催する。</p> <p>(2) テーマ</p> <p style="padding-left: 2em;">「ふれあい広場～広げよう地域のきずな、あだちから～」</p> <p>(3) 内容（予定）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア ボランティア活動発表 大正琴演奏、手話コーラス、健康体操など</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 体験コーナー 車いす、手話、点字、アイマスクなど</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ バザー・模擬店 物品、軽食、飲み物販売</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 自主製品販売 鉢花、ビーズ、陶芸、クッキーなど</p> <p style="padding-left: 2em;">オ 相談コーナー ボランティア相談など</p> <p>(4) 実施主体</p> <p style="padding-left: 2em;">主唱者：足立区ボランティア連合会 主 催：足立区ボランティアまつり実行委員会 足立区社会福祉協議会 共 催：足立区(予定)</p> <p>※ 令和2年5月10日開催予定であった足立区ボランティアまつりは、今年の緊急事態宣言を受け中止した。</p>	<p>令和3年11月23日（火・祝）</p> <p>午前9時30分から午後3時30分（開会式午前10時から）</p> <p>足立区役所1階アトリウム・正面広場</p>	<p>・公社ニュースと きめき4月号（開催延期記事）・10月号（開催記事）掲載</p> <p>・足立区社会福祉協議会ホームページ掲載</p> <p>・10月上旬から区内公共施設等にチラシ・ポスターを配付予定</p>